

カワサキ会計事務所だより

平成20年 2月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

2月の税務カレンダー

固定資産税 第4期
国民健康保険 第9期

長崎市ホームページより

平成19年分 確定申告のポイント

平成19年分の確定申告から適用される税制改正では、以下のような改正等が行われています。

●所得税の税率構造の改正

所得税の税率が変わりました。平成19年度以降の住民税の税率が、5%、10%、13%の3段階から10%に一本化されたことに伴い、従来5%の住民税が課税された部分が10%に増税となり、従来13%の住民税が課税された部分が10%に減税になるための調整です。所得税の最低税率を10%から5%に引き下げ、最高税率を37%から40%に引き上げ、所得税と住民税を合わせた税負担があまり変わらないようにしています。

●定率減税の廃止

定率減税は、平成18年分の所得税をもって廃止されました。

●地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料を支払った場合には、その金額の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除することができることになりました。

●住宅ローン控除制度の改正

税源移譲の実施に伴い、居住者が、住宅の取得等をして平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合には、控除期間の選択(10年又は15年)ができるようになりました。

また、一定のバリアフリー改修工事を行い、平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供したときには、新たに創設されたバリアフリー改修促進税制を受けることができます。

●寄付金控除の改正

寄付金控除等の控除対象限度額が総所得金額等の100分の40(改正前100分の30)相当額に引き上げられました。

その他、減価償却制度の改正等がありました。

平成19年分申告所得税の納付期限は、納付書で納税される場合平成20年3月17日(月)です。振替納税をご利用の場合振替日は平成20年4月22日(火)です。

<今年の税制改正法案は注目！>

毎年の税制改正は、自民党の税制改正大綱→政府の税制改正大綱→閣議決定→国会へ改正案を上程→承認という手順で進められてきた。ところが、ご承知のように「ねじれ国会」の影響で、従来の手順が通用しなくなってきそうだ。税制改正の注目法案は道路特定財源の暫定税率を延長(10年間)する法案！ 延長法案が3月31日迄に承認されない場合は揮発油税などが本則通りとなる為、ガソリン・軽油等が値下げとなる。道路整備のあり方について大いに議論して欲しいところであるが、政争の具とされかねない今年の「税制改正法案」！ 国民の一人として大いに注目していきたい。